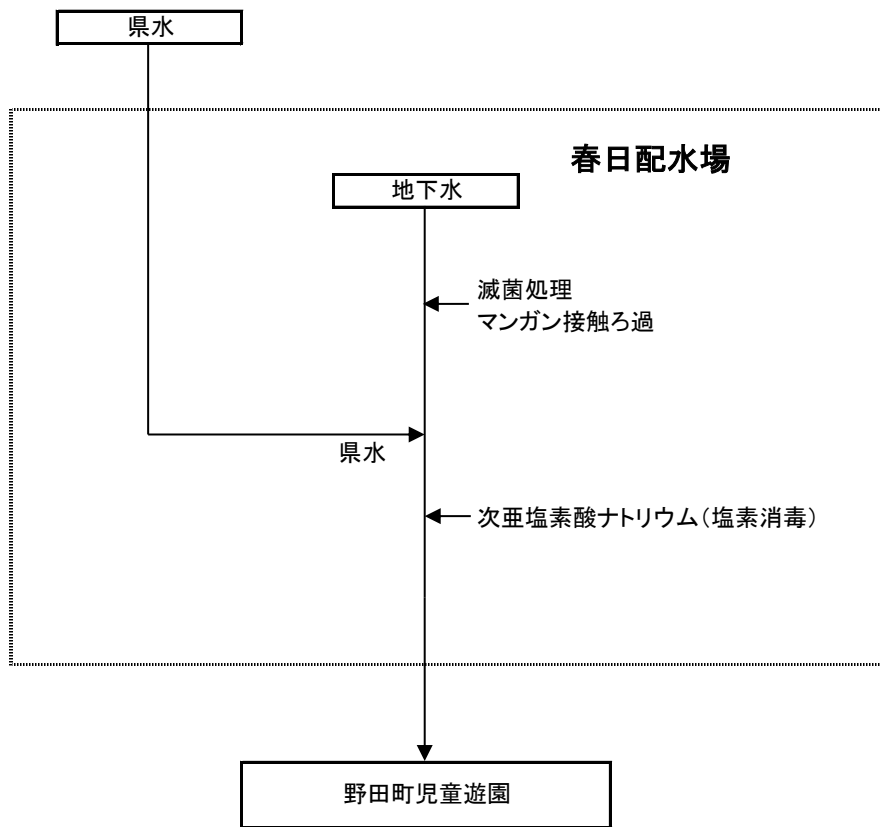


清須市水道事業 給水系統概要



令和8年度配水場系統毎の水道水質検査計画

浄水場系統名	春日配水場
水源種別	春日配水場(地下水)と愛知県用水供給事業からの浄水
浄水処理方法	滅菌処理、マンガン接触ろ過した自己水と県水を混合して給水
給水人口	約8,000人
水質管理上の留意事項	消毒剤の効果と消毒副生成物の挙動を経時的に行っていく必要があります。また、過去の水質検査結果から、ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物については検査の頻度に考慮が必要です。

〈採水地点と選定理由 及び 検査項目と頻度〉

水質基準に適合するかどうか判定できる場所として、施設の構造、配管の状態等を考慮し最も効果的・合理的であるとの判断により、次の採水地点を選定しました。

		採水地点	選定の理由	検査項目	頻度
採水地点	毎日検査	(1)野田町児童遊園 (2)清須市春日夢の森二丁目地内	管末に近く、水の滞留が少ないと考えられます。	色、濁り、消毒の残留効果	(1)平日 (2)土日・祝日・年末年始
	基準項目検査	野田町児童遊園	端末地域で濃度が上昇する項目についても、真の値として評価できます。	下表のA、D	1回/月
				B、C	4回/年
				E、F、G	1回/年

検査項目

A	一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
B	シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド
C	PFOS及びPFOA
D	ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物
E	ナトリウム及びその化合物、蒸発残留物
F	ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール
G	カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

〈水質基準に関する省令に定める項目の検査頻度等の設定理由〉

	項目	検査回数等の設定理由
低検査回数	A 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	・水道法施行規則で、概ね1箇月に1回以上、検査することが義務付けられています。
	B シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド	・水道法施行規則で、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられています。なお、項目は消毒により、生成する可能性がある項目です。
	C PFOS及びPFOA	・令和8年度から新たに水質基準項目に追加され、概ね3箇月に1回以上、検査することが義務付けられています。
検査回数低減可能項目	D ヒ素及びその化合物、フッ素及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物	・過去3年間の最高値が基準値の3/10以下の値であるが、過去の検出状況を踏まえ、事前に把握するために頻度を上げ、毎月検査します。
	E ナトリウム及びその化合物、蒸発残留物	・過去3年間の最高値が基準値の1/10を超え1/5以下の値であり、規則の規定に基づき、検査回数を低減し、年1回の検査とします。
	F ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	・自己水は地下水であり、発生のおそれが少なく、受水浄水については、受水地点で供給側が検査しその報告を受けるため、原則として省略可能ですが、安全性を考慮し年1回検査する事としました。さらに、愛知県用水供給事業からの浄水(尾張西部浄水場)の水源となる木曾川において、愛知県企業庁よりジェオスミン等の発生又は原因となる藻類の発生の連絡を受けた場合には、検査頻度を1回/月に変更し実施します。
G カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、ホウ素、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、銅及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類	・過去3年間の結果は基準値の1/10以下であるため、規則では3年間に1回の検査頻度まで低減する事が可能ですが、安全性を考慮し年1回検査する事としました。	